甲第26号証

2008年7月2日

陳　述　書

原告　朴　洪奎

1　私の生い立ち

私は、１９５２年に大阪で生まれた在日朝鮮人２世です。京都市左京区に現住所を有し、本件タウンミーティング当時は、下の娘を京都市立紫野高校に通わせていました。

私の父、母は戦前、朝鮮で結婚し、日本の植民地政策の結果、日本への渡航を余儀なくされました。戦後も祖国に戻る機会を得ず、そのまま日本で生活し、そして私が生まれました。私が育ったころは（今も少なからずそうですが）厳しい民族差別が公然と存在し、私たち在日朝鮮人は日本社会からどこまでも排除されていました。たとえば、就職差別、入居差別、結婚差別･･･等々です。

そのことを具体的に言えば、私たちには、公務員はもちろん、大企業を始め、中小企業までいわゆる「まともな会社」で就職することは不可能でした。たとえ出自を隠して採用されても昇進等の機会に住民票を要求され、それをもちろん提出できないため、退社したという話はよく耳にしました。また、朝鮮人には家を貸さないことは日常的に行われ、知人を頼ってやっと借りることのできた小さなアパートなどで大人数の家族が一緒に暮らすことは普通のことでした。私もまた３部屋しかない貸家で１２人の大家族の中で成長しました。

私の直接的な民族差別の体験は、子どものころに暴力的ないじめを受けることから始まりました。しかし、それより深刻なことは、大学に行くころにはすでに職業を通じて日本社会の中に参加するという希望をまったく持てなかったことでした。将来に可能性を、具体的なイメージでもてないでいることは残酷なことでした。

しかしながら、幸運にも多くの日本人の友人、先輩の助言や協力があって、生まれ育った大阪で公立中学の教員という職を得ることができ、今日まで２７年以上続けることができました。そして与えられた職業を通じて、ささやかであっても自分なりにこの社会に対して自己の責務を誠実に果たしてきたと考えています。

2　今回のタウンミーティングへの参加を申し込んだ理由

そんな私が、何故、今回のタウンミーテイングに参加しようとしたのかの動機をまず明らかにします。

このタウンミーティングがあった２００５年当時、私の下の娘は京都市立紫野高校に通っていました。私も、その学校の教育環境を少しでもよりよいものへ近づけたいという親としての願いを持っていました。

二人の娘とも誕生以来、私の民族名を使い、学校においても民族名ですごしておりました。そして悲しいことに、民族名を使うことで小学校の時から子どもたちは、４５年以上前に私が体験したことと同じようないじめに会い、不当な民族差別に苦しめられていました。苦悩する子どものそばでその様子を見ていた朝鮮人の親として、２１世紀に入ってもなお日本社会に根強く残る朝鮮人に対する民族差別に絶望的な悲しみを覚えながらも、子どもたちには私とは違って、この社会への可能性を信じてほしいと強く思いました。そして同時に、朝鮮人に父を持つことの自覚と誇りを、子どもたちの中にしっかりと育みたいと強く願っていました。つまり、この社会をあきらめず、背を向けないで、この社会の正義を信じて、自分が努力することによって正当な評価を受けることができると感じさせてやりたいと思ったのです。

しかし、いくら家庭においてそのことを努力しても、民族差別が社会関係の中で厳しく子どもたちを傷つける以上、その社会関係を少しでも改革していく以外に道はない、具体的には、学校教育の中で人権尊重の教育を進めていってもらうしか方法はないと考えました。また、そのことは私自身の教員生活の体験からも実現可能だと考えていました。教師が変わり、生徒たちが変われば学校は変わるということは、さまざまな学校現場からも報告され、私もまた経験したことがあるからです。

タウンミーテイングは、政府が日本各地のそれぞれの地域が抱えているさまざまな現実を、直接その当事者(子どもたち、その保護者は当然含まれている)から生の声を聞き、その政策に活用するために開催されると聞きました。

私にとってそれは私の子どもが直面する学校の現実を政策担当者に少しでも知ってもらい、それを行政を通じて反映してもらえる機会であると受け止めたのです。そのことは京都の学校の言葉だけの抽象的な人権教育ではなく、具体的な人権を尊重する教育を実践できる機会になりえると考えました。

この意味は、私の子どもたちが通った小・中学校で受けた教育の中身を話せば具体的にわかっていただけると思います。私の子どもたちが受けた人権教育は、一言で言って、ことばの学習、文字を読んで頭で考えるだけの学習でした。

たとえば在日朝鮮人の現実と、その人権状況を学ぶ場面において、同じ校区で生活する朝鮮人がなぜ日本という外国で暮らすようになったか、またどのような暮らしをし、なぜ日本名を名のらざるをえないのか、そのような問いに対しての生きた教材がすぐそばにあり、直接当事者にお会いし、お話を聞き取ったりして、互いに交流することができるにもかかわらず、「人はみな仲良くしましょう。」と教えても、そのことは子どもたちの現実に入らず、差別の状況を変える力にならないことはあまりにも明らかです。

そのことを学校のすべての関係者が考え直し、学校を含む地域の現実を直視することから初めて人権の内実が見え、子どもたちにも実感できる教育実践になる可能性があるということです。また、それは単に私の子どもたちの教育環境をより良く変えていくだけではなく、京都のあらゆる学校教育の環境を豊かなものにしていくことにつながるはずです。

以上が私が今回のタウンミーテイングに応募した主な動機ですが、私の内心においてもうひとつの動機もありました。

それは、私なりの社会参加の方法としての可能性でした。私たち在日朝鮮人は日本社会への参加についてさまざまな制限がありますが、特に行政施策に私たちの声を反映する方法は厳しく制限されています。そんな中でタウンミーテイングに参加することは日本社会に暮らす生活者としてのひとつの市民的権利ではないのかと考えたのです。すなわち、私たち在日朝鮮人が日本で生活する市民であることは歴史的な経過も踏まえて当然のことである以上、その市民的権利のひとつとしてタウンミーテイングに参加する資格を有していると考えたの

です。

また、タウンミーテイングの参加者の中に在日朝鮮人の子と親が存在するということは、同じ社会に生きるの市民としての私たち朝鮮人の存在を確認し、その切実な声を広く社会に知らしめる好機だと考えました。

そこで、タウンミーティングが京都で開催されることを知って、下の娘に、親子いっしょに参加することの意義を話し、その了解を得て、すぐに応募しました。親と子がともに苦しむ課題に対して、協力して取り組む過程こそが、娘が自分の将来への希望を失わない体験となるはずだと信じていたからです。ですから、応募の申し込みを済ませた後、非常に期待をして待っていたことを覚えています。

３　落選通知を受けたときの落胆

さて、そのような思いで参加を申し込み、期待しながら結果の知らせを待っておりました。

２００５年８月ごろ、「タウンミーテイング参加申込受付担当者」と名のる女性から電話があり、娘の高校名と、私の名前の呼び方(本名を朝鮮語の発音で読むこと)について尋ねられました。在日朝鮮人の多くが日本名で暮らさざるを得ないこと、まして本名を本国の発音に近い音で読むことはまれであることも知っていましたので、電話で私の名前の読み方について尋ねられたときも、不自然には感じなかったことを記憶しています。

そして、次の連絡が、落選の電話であったわけです。このときは、上記のように、私なりに是非とも参加したいと強く思っていましたので、傍聴も無理ですかと尋ねたほど落胆しましたのではっきりと記憶しています。

そのようなあとであったからこそ、私の落選理由を知ったときの驚きは言葉では表現できませんし、また、このような不法行為が許されるはずがないと確信しました。

４　私の人権を侵害した、『元夫』・『民団の支団長』等の虚偽情報について

（１）「元夫」という虚偽の情報について

京都市教育委員会の松浦氏が、陳述書（乙Ｂ第１４号証）の中で、「応募者の中に蒔田

氏と朴氏の名前があることに気づきました。」とありますが（P3）、蒔田直子のことはともあれ、なぜ私の名前に気づいたのでしょうか？　朴という名前が珍しいからでしょうか？朴と言う名前は朝鮮人ではごくありふれた名前で、決して珍しい名前ではありません。それとも朝鮮の本名で応募した人が珍しかったのでしょうか？

私は、京都市教育委員会の教育行政について、我が子を学校に通わせている親としての考えや期待は持っていますが、これまでそれを具体的に示す機会や、行動を取ることはまったくありませんでした。何よりも日々の生活と仕事に追われ、また勤務地が大阪でもあり、時間もなかったのです。また、蒔田直子が参加するさまざまな運動について聞くことはあっても、参加する余裕はまったくなく、実際一度もそのような活動に加わったことはありませんでした。ですから、京都市教育委員会が私を確認する具体的な場面はまったくなかったはずです。

ところが、松浦氏は、陳述書に「朴氏のことは蒔田氏と夫婦であり、著作物があることも知っていました。」と書いています（P3）。

ここで２つの疑問を覚えます。

その一は、なぜ松浦氏は、「朴氏が蒔田氏と夫婦であることを知っていた」のでしょうか？　国際結婚の場合、夫婦は日本人の場合と異なり別姓でなければなりませんが、通常そのことはあまり知られていません。ですから、私と蒔田直子が夫婦であることは、名前から判断することはあり得ません。すなわち、事前に私と蒔田直子が夫婦であることを他の手段によって知っていたのではないでしょうか？

松浦氏は、前回の口頭弁論で、「朴さんが私の夫であるとか、元夫であるとかということは、職員の中のどなたがおっしゃったんですか。情報源は何ですか、教えていただきたいと思います。」という原告・蒔田の質問に対して、「職員間の通常の話の中で出てきたことでございます。」（松浦調書 P54）と証言しましたが、市教委の職員の間で、市民のプライバシーに関することを、このように日常的に「噂話」として語られていることは許せません。

その二つは、私の「著作物」があるといっていることです。蒔田直子は本を執筆したこ

とがありますが、私はまったくそのようなことはしたこともありません。具体的に、私のどのような「著作物」があるのでしょうか？

以上のことからだけでも、私が蒔田直子の「元夫」と呼ばれることの不法性が明らかであると確信します。私は、蒔田直子の「元夫」ではなく「現夫」であり、私の「著作物」も存在しません。そして、私と蒔田直子の関係について個人調査なくして松浦氏が知り得るはずはありません。

（2）「在日本大韓民国民団の支団長」という虚偽の情報は、何処から来たのか？

また、内閣府の「取扱注意」の文書（甲２０号証）に、私が『在日本大韓民国民団の支団長』であると記載されていたことには驚きました。

私はかって、一度も『民団』に帰属したことはなく、その催しにも参加したことはありません。それにもかかわらず、なぜ私を『民団の支団長』にしなければならなかったのか。この事実無根のでっち上げは、私には悪意すら感じさせるものです。

今回は、全く虚偽の情報でしたが、たとえ、それが事実であったとしても、個人の所属団体やその団体での地位などの情報は、「思想、信条に関する個人情報」であり、行政がそれを収集することは許されません。（京都市個人情報保護条例第６条第３項違反。（『個人情報保護事務の手引』（京都市総務局）１９頁参照、甲第２５号証））

そして、問題は、この情報の出所です。

内閣府の伊佐敷氏は、甲２０号証の文書に、「民団の支団長」と記載したことについて、先日の口頭弁論で、「（この情報は）松浦さんから聞きました。」と繰り返して証言しました（伊佐敷調書 P14、同 P34）。

しかし、それにもかかわらず、市教委の松浦氏は、自らがこの情報を伝えたことを何回も否定し（松浦調書 P26, P33, P34）、両者の言い分は真っ向から食い違っています。どちらかが偽証をしていることは明らかですが、二人とも公務員であるにもかかわらず偽証をしていることは絶対に許せません。

政府調査委員会の調査に係り、本件タウンミーティングについても、伊佐敷、松浦の２人に直接ヒヤリングを行った加納弁護士らの報告書には、「(松浦氏は) 朴氏については蒔田氏の元夫であり、民族差別を訴える本に名前があった旨、伊佐敷氏に伝えました、と述べました。また、何故そのような情報を伝えたかに関しては、そういう人物が本件ＴＭにおいても反対活動をする可能性があると思ったからである、と述べました。」(乙Ａ２１号証２頁) と記載されています。しかし、この点についても、松浦氏は、「そのようなことは申し上げていないと思います。」(松浦調書 P35) と否定する証言をしました。

政府の調査委員会の弁護士さんが虚偽の事実を報告されることはあり得ませんから、この点については、松浦氏の証言が偽証であることは明らかです。

同様に、前述の「民団の支団長」という記載の出所についても、松浦が伝えたものであることは明白です。この点だけではなく、「元夫」という情報の出所の問題を始め、内閣府と市教委の主張が食い違っている項目が多いのですが、いずれも松浦が偽証している疑いが極めて強いと思われます。

なお、甲２０号証の文書については、本訴訟において、当初、原告から文書送付嘱託の申入れを行ってきました。それに対して、被告国、京都市とも、「その必要はない。」と主張し、裁判所の判断も遅れたため、私は、２００７年１２月２５日に内閣府に対して個人情報開示請求を行い、それが２００８年2月５日に開示されました。

私が個人情報開示請求を行って、この記載を見つけるまで、被告国、京都市とも、この記載については全く触れていません。なんとか隠しとおそうとしたことは明らかです。

また、被告国、京都市が、甲４号証がすでに提出されていたにもかかわらず、すみ塗りされている場所が少し違うだけの同一文書の提出に頑なに抵抗したのは、この「民団の支団長」という記載が明らかになるのを恐れたとしか考えられません。

それは、被告国、京都市とも、「民族差別を訴える本に名前が出ていたような人物は、本件ＴＭにおいても反対活動をする可能性がある」というような主張に加えて、「在日本大韓国民団の支団長」というような記載をしていたことは、民族的偏見、民族差別意識に

基づいたものであることを、十分に認識していたからでしょう。

この問題については、絶対に許せません。

(3) 個人情報の調査・保存、虚偽事実の流通について

これまで述べてきましたように、私 (朴洪奎) に関する個人情報が調査され、保存されたことは明らかです。さらにまったく事実に反することがらを真実として流布し、そのことによって私に対して不当に不利益を与えようとしたことについても明らかです。さにこのことは一人の個人による作為とは考えにくく、そこには組織的な関与があったと容易に推測されるところです。これは、行政による個人のプライバシーの侵害であり、放置することは健全な民衆主義社会の実現にとっても許容できないところだと考えます。

5 侵害された権利の回復を求める

これまで述べてきましたように、今回の国と京都市の不法行為により、私の次のような権利が侵害されました。

その一番目として、個人のプライバシーの調査・保存行為です。私のあずかり知らないところで私の個人に関する情報が勝手に調査され、保存されることは著しく私の平穏を侵すことになります。

次に二番目として、虚偽事実の捏造、流布です。ありもしない事実を、あたかも真実であるかのように流布されることは、私の名誉にとって耐えがたい苦痛を与えるものです。

最後に、上記行為の結果として、または意図的にタウンミーティングに参加する権利を奪われたことです。タウンミーティングに参加することは私たち在日朝鮮人親子にとって、日本社会へ発言する数少ない機会でした。正当な理由なくして、その貴重な機会を奪ったことはあまりにも重大な人権侵害といわざるを得ません。

また、私だけではなく、私の娘も不当に排除されたのですから、彼女の被った人権侵害も深刻です。

私は、本訴で、私が被ったこれらの損害の賠償を求めているのですが、同時に、そのこれらの損害の完全な回復措置として次のことがらを求めます。

その一番目として、私の個人のプライバシーに対する調査・保存行為を認め、そのことによって得られたすべての情報を破棄すること。

次に二番目として、捏造、流布した虚偽事実をすべて明らかにした上で、そのことの全面的な訂正を社会に向けて明らかにすること。

最後に、上記行為の結果として、または意図的にタウンミーティングに参加する権利を奪われたことに対して同等の意見表明の機会を設けること。

以上が、私の個人に関する侵害された権利の回復措置です。

次に、侵害された権利の完全な回復措置として、再び同じようなことがおきないことを担保する社会的制度の確立を求めます。

今回たまたまこのような権利侵害が私という個人に対してなされたところですが、これは単なる担当者一個人の恣意的な行為ではなく、明らかに行政の中にいつのまにかできてしまった悪習とでも呼ぶべき慣習です。これは、今後目的意識的な取り組みによってしか改革されないことはあきらかでしょう。

従って、このような市民に対する個人情報・プライバシーに関する保護を目的とする、すなわち行政による個人情報・プライバシー侵害を防ぐ組織的なシステムを行政内部に構築することを求めます。それが今後のこの社会の民主主義的な発展に寄与するからです。

以上